

6 審査結果の意見・講評

平成27年4月時の内閣府月例経済報告によると、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうであろう」と見込まれていた。

このような経済情勢の中、本市では、「一人ひとりを大切に 安心、活力に満ちた久留米づくり」を基本姿勢に、将来に向かって持続的に発展し、市民が誇りと愛着を持って住み続けたいと思える「日本一住みやすいまち・久留米」の実現に向けた「未来へのまちづくり予算」を編成し、人口減少を克服する取組などを積極的に進めていくこととした。

このような状況を背景とした平成27年度の本市決算に関する審査の終わりに、次のように決算の概要をまとめ、それを踏まえて意見・講評等を行いたい。

(1) 決算主要数値から見た意見・講評

〔一般会計について〕

(収支及び歳入歳出の状況について)

平成27年度における一般会計の決算規模は、歳入が約84億4千万円(6.2%)増加して約1,443億4千万円、歳出は約84億9千万円(6.3%)増加して約1,428億円となり、その差引きである形式収支は、約15億4千万円の黒字となった。翌年度へ繰り越すべき財源は、前年度より約9千万円減少して約6億円となり、それを控除した実質収支は、前年度より約3千万円増加し、約9億3千万円の黒字となった。前年度からの繰越金を控除した単年度収支では、約3千万円の黒字となり、これに財政調整基金への積立額を加えた、実質単年度収支は約9千万円の黒字となっている。

歳入については、地方債が大幅に増加(約73億3千万円)している。これは、主に久留米シティプラザや宮ノ陣クリーンセンターの整備事業に係るものである。県支出金の増(約24億円)は、子ども・子育て支援新制度に係る子どものための教育・保育給付費負担金が主な要因であり、その他、消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増(約23億8千万円)や、ふるさと久留米応援寄附金の増(約17億3千万円)が見られる。

自主財源は、前年度に比べて約22億7千万円減少しているが、一方、依存財源は約107億1千万円の増加となり、歳入に占める自主財源の構成比率は、前年度と比較して4.0ポイント減って37.8%となっている。過去においては、一時的に自主財源の構成比率が増した年度もあったが、それを除けば低下傾向にある。

歳出については、中小企業金融対策事業や地域総合整備資金貸付事業の貸付金の減(約11億円)が主な要因であり、一方、増加要因の主なものとしては、久留米シティプラザ整備事業、宮ノ陣クリーンセンター整備事業等の普通建設事業費の増(約41億円)や、子育て支援関連制度見直し等による扶助費の増(約22億円)等である。

前年度赤字であった単年度収支及び実質単年度収支は黒字へ転換しているが、歳入のうち、国からの交付金や地方交付税等への依存傾向は、なお見受けられる。経済の先行きが不透明な中、歳入の根幹である市税収入の大幅な増を期待することは難しく、一方

では、社会保障関連経費や公共施設等の更新や維持経費等の増加が見込まれることから、本市の財政収支は決して楽観できる状況にはない。

このような財政環境を念頭に、これからも市税を主とした自主財源の確保に努め、持続可能で安定的な財政基盤の確立を目指しつつ、歳出にあたっては、市民ニーズを的確に把握した上で、選択と集中の観点のもと、必要な施策や事業に対しては重点的に投資を行うというような、財源の確保と投資とのバランスが取れた行財政運営に当たられるよう望む。

(基金について)

本年度の当初予算においても、本市の全体的な行財政運営に関わる主要な基金であるとされる財政調整基金、減債基金、都市建設基金、土地開発基金から、30億円の基金繰入金が予算化されていたが、計画的かつ効率的な事業の執行等により、決算においては当該4基金からの取崩しは行われていない。

本年度の出納整理期間末日までの会計処理において、当該4基金には総計約8千万円が積み立てられ、同日時点でのそれら4基金の合計残高は、約131億4千万円となった。また、一般会計に係る基金全体では、本年度の出納整理期間末日までにおける取崩し額は約20億円であり、同日における当該基金全体の残高は、約245億円となっている。前記4基金以外では、ふるさと久留米応援基金への積立てが大きく伸びて、その残高は約12億円となっていることが特記される。

なお、決算附属書類の財産に関する調書中、基金額として表示されるのは3月末日時点における基金の残高であり、これによれば、一般会計に係る基金の総額は、約265億円である。

このように、今後も厳しい財政状況が続くであろうことは十分認識されてあると思うが、財政の健全性を堅持する取組を一層進められ、財政環境が悪化した場合や多様化する行政ニーズにも柔軟に対応できる強固な財政資金の基盤を構築されたい。

〔経常収支比率等について〕

経常収支比率は、義務的経費である人件費、扶助費、公債費及びその他の経常経費に、市税、地方交付税などの経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみることで、自治体の財政構造の弾力性が判断できる指標として用いられている。この比率が低いほど、市民ニーズに対応する余力が多いことを表しており、本市では、前年度94.6%であったが、本年度は93.2%と好転している。この比率は、その市の施策として、行政サービスの充実のためにどれだけ一般財源をつぎ込んでいるかによっても左右されるものであるが、中核市の経常収支比率の平均値と比較すると、本市は、やや高い数値で推移している。

その要因となる主な増減について見ると、まず、経常経費として支出される一般財源等である経常経費充当一般財源等の額（分子）が減少している。これは、国民健康保険事業や後期高齢者医療事業等の特別会計への繰出金は増加しているが、公債費や扶助費

に充当される一般財源収入の額の減少の方が上回っていることによるものである。

一方、経常的に収入される一般財源等である経常一般財源等の額（分母）は、消費税率引上げに伴う地方消費税交付金や地方税の増加等により、前年度より約 5 億 6 千万円の増となっている。

本年度、経常収支比率は好転したが、一方では、久留米シティプラザや宮ノ陣クリーンセンターの整備に要する地方債の借入れによって将来負担比率が上昇しており、今後の財政硬直化が懸念される。

人口減少・超高齢社会への進行に伴う扶助費などの社会保障関連経費は今後も伸びていくものと見込まれ、また、市民の暮らしに身近な公共施設等の更新・改修・維持経費の増加も見込まれる等、これからも当比率としては厳しい状況となることが予想される。

今般、人口減少・超高齢社会、環境問題、地域のまちづくり活動等、行政需要が多岐にわたり、市民ニーズにきめ細かく対応するための施策や事業が増えていることから、事業の選択・見直しを行い経費削減に努めつつ、必要な施策に対しては十分な投資を行う等、柔軟な行政サービスの提供が可能な財政基盤の維持に努められたい。

〔特別会計について〕

特別会計は、12 会計において事業運営が行われた。12 会計の決算額の合計は、歳入が約 919 億円、歳出が約 909 億 5 千万円で、前年度と比べると、それぞれ約 116 億 4 千万円（14.5%）、約 120 億 5 千万円（15.3%）の増加となっている。

以下、主な特別会計について、本年度の特徴や意見などを述べる。

（国民健康保険事業特別会計）

本年度も、納付機会の拡充や初期未納対策など様々な保険料収納対策によって、保険料収納率は向上しているが、新薬の保険適用の影響などに伴う保険給付費の大幅な伸びなどにより、国民健康保険財政調整積立基金を繰り入れてもなお、実質収支は赤字となったため、平成 28 年度からの繰上充用により、その補てんを行うという事務処理がなされている。本年度中には既に、保険給付費の大きな伸びと保険料収入その他の歳入の限界なども見込まれていたことから、翌年度の予算編成に当たっては、国民健康保険財政調整積立基金への積立てを予算化し、28 年度以降の歳出への対応を図るという対応策が講じられていた。

しかしながら、本年度の保険給付費の増加が相当に大きかったことや、被保険者数の減による保険料調定額が減少したこともあって、結果的には事業収支に赤字が生じることとなったため、収支不足を補てんするために、国民健康保険財政調整積立基金の一部を取り崩して、繰上充用を行うことにより、措置したとのことである。

今回の繰上充用については、国民健康保険事業の急迫した財政状況を明らかにするという意味合いも含まれ、翌年度以降の対応策も検討した上でのやむを得ない措置であったことは一定理解できる。

地方自治法施行令にも規定された手続ではあるが、あくまでも例外的な非常手段で

あることを念頭に留め置くとともに、今後とも、保険給付費の動きを、より慎重に注視されたい。また、保健所や関係医療機関と連携して市民が自らの健康の維持に目を向けるような予防医学の考えを基礎とする保健事業を更に推進して、医療費の適正化を図りつつ、財政基盤の維持と適切な事業運営に努められたい。

(競輪事業特別会計)

本年度の競輪事業は、読売新聞社杯全日本選抜競輪やナイター競輪等の開催により入場者が増え、年間売り上げは前年度と比較すると約 55 億 5 千万円の増加となった。その結果、本年度は、前年度より 8 千万円多い 2 億円を当会計から一般会計に繰り出している。

本年度は、第一駐車場の整備や特別観覧席の改修工事等による快適な観戦環境の整備やガールズケイリンを久留米競輪場で初めて開催する等、既存ファンへのサービス向上や新規ファンの獲得に努められており、今後も引き続き、車券購入機会の増を図ることで、売上げの向上に努め、効率的な事業運営の推進に努められたい。

(中央卸売市場事業特別会計)

市場取扱高が減少傾向で推移している中で、市場が将来にわたって持続可能な市場運営を実現できるよう将来を展望し、経営戦略的な視点を持って運営に当たっていく必要がある。

「新市場活性化推進計画（平成 27 年度～30 年度）をスタートさせ、それに基づく取組が始められているが、引き続き市場の情報発信等に努めつつ、今後の市場活性化につながるような事業の展開を期待したい。

(介護保険事業特別会計)

本会計の決算規模は拡大を続けており、歳入歳出ともに前年度比約 2% 増加した。保険給付費の伸びに伴い、国県の支出金が増加し、また繰入金は 1 億円近くの増と、一般会計の負担も大きくなっている。第 6 期計画（平成 27 年～29 年度）に当たっては保険料の見直しが行われ、被保険者の負担も増している状況にある。

高齢化の進展に伴い、被保険者数や要介護認定者数及びサービス利用者数の増加傾向は今後も続くと見込まれ、本会計の安定的な事業運営のためには、介護給付費の適正化の推進と適正な介護サービスの提供に努めることはもとより、医療費と同様、介護予防にかかる施策に力を注ぐ必要があると思われる。第 6 期計画（平成 27 年度～29 年度）では、「住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと暮らし続けられるまち久留米」を基本理念に、地域包括ケアシステム構築に向けた取組が行われている。健康寿命を延伸し、要介護状態とならないような健康づくりと介護予防の推進の取組は、地域連携による高齢者支援などといった施策とともに、今後の給付費の抑制につなげるためにも重要と思われる。本計画の適切な進捗管理を行い、必要に応じて良質のサービスが適切に提供できるような介護保険事業の充実強化と本会

計の健全運営を期待するものである。

(2) 会計・決算事務に関する意見・講評

決算書及び決算附属書類については、おおむね適正に作成されていたが、本年度も歳入科目や調定額の誤り、更正処理の漏れ等が見受けられた。決算修正の多くが、単純な事務処理の誤りによるものであるが、財務会計処理上の基本的なルールの認識不足や組織としてのチェック体制の不備が原因と思われる事案もあり、職員が互いに、改めて仕事の基本に立ち返って事務処理の基本的なルールを習得・再確認し、組織としての事務遂行能力の向上に努めるなど、同じような事務処理の誤りが繰り返されないよう地道に継続して取り組まれない。

(3) その他の意見・講評など

〔財政運営について〕

近年、わが国では、人口構造の変化による社会保障のあり方、大規模な自然災害の発生、地域における児童虐待や孤独死、空き家の増加等、地域生活を送る上での不安が顕在している。

経済面においては、国による積極的な経済戦略により、景気はゆるやかな回復にあると言われているが、世界経済を巡る不確実性もあり、先行きは依然として不透明である。

本市においても、人口減少や超高齢社会の到来による税収入の減や社会保障費等の扶助費の増、ライフスタイルの多様化による新たな行政サービスの提供等が生じ、行財政を取り巻く環境は一層厳しくなると見込まれる。

このような状況の中、本市の平成27年度予算は、前年度と同様に積極的予算を編成し、様々な行政課題解決に向けた施策の展開を図りつつも、主要4基金を取り崩すことなく、健全財政を維持することができたが、今後の財政見通しについては、決して楽観できる状況ではない。

本市の市政運営方針の柱である「一人ひとりを大切に 安心、活力に満ちた久留米づくり」を着実に推進していくためには、確固たる財政基盤を構築する必要があり、そのためには、歳入の確保と歳出の見直しが必要となる。

これからも本市が多岐にわたる様々な行政課題に対応していくためには、安定した財源の確保が必要であり、特に自主財源の確保が重要である。本年度、主要な自主財源である市税は、景気回復に伴う個人市民税や法人市民税の増収があったが、将来にわたって安定した財源を確保するためには、市税収入を確実に行うとともに、各種債権管理や収入未済対策に粘り強く取り組むことは重要である。

本市の市税収納率は数年来上昇している。これは、収納体制の整備や納付機会の増（コンビニ納付）等、事務の見直しによる成果が収納率向上として現れている一例であると思われる。今後も引き続き、時代の潮流を見極め、納付環境の向上や収納率向上に向けた取組を進められたい。また、各種債権管理や収入未済については、市民負担の公平性や行政への信頼確保の観点から、債務者の状況を把握した上で、部局間の適切かつ可能

な範囲での情報連携や法制的な手段を工夫し、可能な限り歳入の確保に取り組まれない。

その他、未利用地の売却や貸付け、広報紙等への有料広告掲載等による収入の確保についても、引き続き積極的に取り組まれ、不納欠損処分については、法令等の規定に基づき、今後とも厳正に対処されることを望む。あわせて、歳出についても、各種給付や補助金等に係る事業については、その内容や実態をできるだけ的確に把握し、分析して、効果的・効率的な事務執行となるよう努められたい。

〔行財政改革について〕

本市が、健全な行財政運営を維持し続けてこられたのは、その時々将来を見据え、時代の要請に応じた行財政運営を行うとともに、積極的に行財政改革に取り組んできたことによるものと推察される。

しかしながら、先に述べたように本市を取り巻く環境は大変厳しいものがある。このようなことから、将来にわたって安定した行財政運営が行えるよう、昨年4月に「久留米市行財政改革推進計画」を策定し、「経営品質の向上」「健全財政の確立」「公共施設管理の最適化」の3つの推進方針の下、改革に取り組むこととされている。

量的拡大の追求より生活の質の向上を重視するようになった現代社会における行政ニーズは、今後も高度化・多様化すると考えられる。将来にわたって、良質の行政サービスを継続的に提供するためには、職員が能力を発揮できる仕組みの構築や組織間の連携強化に努めなければならない。あわせて、財政状況をはじめとする市政に関する情報を積極的にわかりやすく発信し、市民への説明責任を果たすべきである。また、行政サービスの質的向上を図るために、公共的サービスの担い手として期待される市民団体、事業者等多様な主体と協働し、知恵と活力を積極的に活用することも大切である。そうすることで今後一層厳しくなるであろう本市の財政環境等をはじめとする市政全般への理解が得られ、市民の市政への参画と協働が推進される基礎となるのではないだろうか。

本計画では、全ての既存事業を見直しの対象とし、事業や補助金の必要性や妥当性を再確認し歳出を削減することとしているが、事務事業の選択に当たっては、本計画に示された方針を基本としつつ、社会情勢の変化や多様化する行政ニーズに柔軟、適切に対応されることを望むものである。

これまで整備してきた公共施設の多くが、近い将来、更新や改修の時期を迎える。これら公共施設の長寿命化対策に加えて、新たに建設した公共施設の維持管理コストが、少なからず本市の財政を圧迫する要因になるであろうことが危惧される。今後、複数の公共施設の統合や経費削減を確実に進めることとされているが、公共施設が担う機能や行政の関り方等を踏まえ、必要な量と適切な質を見極めながら計画的に取り組まれない。

限られた財源の中で、将来の市民に負担を先送りしない持続可能な財政基盤を構築するためには、職員一人ひとりが厳しいコスト意識を持つことが大切である。「最小の経費で最大の効果を発揮する」ことを念頭に事業を推進されるよう要望する。

【地方創生に向けた取組について】

わが国は、人口減少と超高齢社会への進行という人口現象上の歴史的な一大転換期にある。人口減少による地域の活力が失われると危惧される中、国の地方創生の取組や経済対策に対応して、本市においても「久留米市人口ビジョン」と「久留米市キラリ創生総合戦略」を策定し、持続可能な地域社会の創生に取り組んでいる。

本市が持つ特性や地域資源を最大限に活かし、人や企業を呼び込むことで、本市が持続的に成長・発展し、地域経済が活性化され、本市の行財政運営にも好影響をもたらすことが期待される。

今後、本戦略を効果的に進めるためには、市民をはじめ地域や事業者が一体となり連携を図って取り組むことが大切である。将来の目標を共有し、久留米の未来を描きながら「日本一住みやすいまち・久留米」の実現に向けて、着実に取り組まれるよう願うものである。

【チェック機能の見直しと内部統制の認識について】

チェック機能の見直しについては、定期監査の際にも指摘し、要望してきた事項である。しかし、前述のとおり、今回の決算審査においても事務処理の誤りが見られた。

事務処理の誤りは、職員の知識不足、通常業務への慣れや気持ちの緩み、チェック方法のほころび、業務執行体制のきしみによる指導の不全など様々な要因によって生じると思われる。単純な転記ミスなどから、手続上のこととはいえ事務処理手順を誤ることによって法令例規等の規定に合致しないようなコンプライアンス上の問題となる場合まで、様々な事態が想定される。たとえ軽微なものであれ、いったん誤りが生じると、その後の対処に手間や時間を要するばかりではなく、市政に対する信頼低下へと繋がっていくようなおそれも考えられる。

国や県からの事務移管と権限の委譲などによる行政事務の増大や複雑な行政サービスに関する市民への説明責任等により、職員が抱える業務負担は否応なく増加し続けていることは承知しているが、こうした事務ミスが生じることについては、市という組織の内部統制に関わる問題であるという認識を明確に持つ必要があるものと感じられる。

国においても、長を中心とする内部統制の概念と仕組みを地方自治制度に盛り込むことが、従前から検討されてきている。業務等に係るリスクの把握と評価、統制のための活動と統制環境や体制の整備、それらについてのモニタリングと改善、そうした行動のサイクルが円滑に機能することが、職員の安全を守り、行政事務の質を向上させ、市民との信頼関係を構築するものとされている。

本市においても、個々の事例ごとの対処療法にとどまることなく、それらを素材として活用しつつも、内部統制という概念の基本的な部分から、今後の対応策を構築されていかれることを望む。